

一、公私立尋常中学校専門学校及技芸学校生徒及職員ニ関スル
事項ハ甲号及乙号書式ニ依リ毎年十月末日マテニ報告スルモノトス
ノトス但本年ニ限り十一月三十日マテニ報告スルモノトス
二、前項諸学校収入支出予算ニ関スル事項ハ決定次第丙号書式
ニ依リ報告スルモノトス但臨時予算ヲ増減シタルトキハ同書
式ニ準拠シ其都度十日以内ニ報告スルモノトス
三、尋常中学校ニ在リテハ分校及專修科専門学校技芸学校ニ在
リテハ予科及別科等ノ設ケアル場合ニ於テハ各別ニ記載スル
ヲ要ス

ヲ要ス

(欄外注記2)
西專甲九四〇号

貴府下公私立尋常中学校専門学校及技芸学校校地校舎図面別記
様式ニ依リ十一月三十日迄ニ調製御差出可相成ル又自今校地校
舎ニ変更ヲ生シタル件ハ更ニ図面ヲ製シ十日以内ニ御報告可相
成命ニ依リ此段及御通牒候也

明治三十年十月九日

文部省専門学務局長理学博士 菊池大麓印

東京府知事侯爵 久我通久殿

追而本文ノ学校ヲ設置シ又ハ設置ヲ許可シタル件ハ十日以内
ニ報告可相成儀ト御了知相成度此段申添候也

明治三十年十月九日

文部省専門学務局長理学博士 菊池大麓印

東京府知事侯爵 久我通久殿

公私立尋常中学校専門学校及技芸学校取調要項

(欄外注記1)
西專甲九四〇号

貴府公私立尋常中学校専門学校及技芸学校ニ関スル事項取調上
必要ニ付別記要項及様式ニ拠リ期限迄ニ報告相成度命ニ依リ此
段及通牒候也

(欄外注記3)
西專甲九四〇号

貴府下公私立尋常中学校専門学校及技芸学校ニ於テ教科用書又
ハ参考用書トシテ生徒ニ使用セシムル図書別記様式ニ依リ十一

月三十日迄ニ御報告可相成命ニ依リ此段及御通牒候也

明治三十年十月九日

文部省専門學務局長理学博士 菊池大麓印

東京府知事侯爵 久我通久殿

追而本文用書変更ノ節ハ十日以内ニ同様式ニ依リ報告可相成

此段申添候也

(欄外注記⁴)
西專甲九四〇号

貴府公私立尋常中学校専門学校及技芸学校現行諸規則学科課程表夫々取調ノ上十一月三十日迄ニ御差出相成度命ニ依リ此段及御通牒候也

但規則中適宜ノ所ニ於テ認可ノ年月ヲ記載スヘシ

明治三十年十月九日

文部省専門學務局長理学博士 菊池大麓印

東京府知事侯爵 久我通久殿

(欄外注記1)

「收受三十年十月九日・三甲七五〇号」

(欄外注記2)

「收受三十年十一月四日・三甲七五〇号」

(欄外注記3)

「收受三十年十一月四日・三甲七五〇号」

(欄外注記4)

「收受三十年十一月四日・三甲七五〇号」

今般其筋ニ於テ取調上必要ノ趣ヲ以テ本院ニ關スル事項取調可
差出旨御達示ニ依リ別紙二通調製及呈出候也

明治三十年十一月三日

東京法學院長

菊地武夫(印)

神田区長沢 簡徳殿

(欄外注記1)
明治卅一年四月二十日受 内務部第三課主任屬堀内政固(印)
知事 内務部長(鈴木印) 第三課長心得(高橋印) 學務掛(奥村印)

(朱書)
〔三甲七五〇ノ二〕

公私立尋常中学校専門学校及技芸学校ニ關スル

事項取調書等送付案

昨明治三十年十月九日付西專甲九四〇号ヲ以テ公私立尋常中学校専門学校及技芸学校ニ關スル事項取調方並ニ同校地校舎圖面教科用図書参考用図書現行規則及学科課程表等差出方ニ付御通牒相成尋テ再応御照会之趣領承右ハ当初直ニ夫々取纏メニ著手候ヘドモ何分数多ノ私立学校ノ為メ急速經リ兼ネ又中ニハ私ニ規則或ハ学科課程等変更セルモノ有之是等ハ相當ノ手続ヲ履行セシムル等頗ル時日ヲ要シ候処漸ク取纏メ相済候ニ付左記三十二校分先以テ一括及送付候條右御了知相成度御回答旁々此段申達候也

割印 年月日
高等學務局長宛
府知事

追テ府立學校ニ關スル教科用書ノ儀ハ目下改正取調中ニ付不
日御認可ヲ請フベキ見込ニ候間今回ハ添付不致候猶各學校本
年度(三十一年度) 収支予算ノ儀ハ即今更ニ取纏中ニ付是亦

追テ差出候様可致候此段申添候也

六〇

- 一私立慶應義塾大学部
- 一私立専修学校
- 一私立東京物理学校
〔~~一私立順天求合社~~〕
- 一私立哲学館
- 一私立済生学舎
- 一私立東京歯科専門医学校
- 一私立東京慈惠医院医学校
- 一私立高山歯科医学院
- 一私立日本薬学院
- 一私立東京農学校
〔~~一私立工手学校~~〕
~~〔以上三十二校〕~~
- 右ノ外私立青山学院尋常中学部私立明治法律学校私立順天求合社私立薬学校ノ四校ヲモ可差出見込ヲ以テ取調中ニ候處尚未備ノ廉有之候間不日可及送付候
- 理由 各郡区へ頻リニ督促ノ末漸ク略々相纏り候間先以テ
本案ヲ以テ送付ニ相成可然乎相伺候
- (欄外注記1)
「収受三甲七五〇号」「判決四月二十一日」「施行四月二十一日」
- 〔~~一私立和仏法律学校~~〕
〔~~一私立明治法律学校~~〕
〔~~一私立麻布尋常中学校~~〕
〔~~一私立攻玉社尋常中学校部~~〕
〔~~一私立青山学院尋常中学校部~~〕
〔~~一私立和仏法律学校~~〕
〔~~一私立明治法律学校~~〕
- 一私立東京法学院
- 一私立日本法律学校
- 一私立東京専門学校

東京法学院兼修科規則

第一条 本院学生ノ為メ特ニ兼修科ヲ設ケ本科(法律学)ヲ修ムル傍ラ普通学講習ノ便ヲ得セシム

第一条 兼修科ハ当分ノ内英語漢文ノ二科ヲ置ク

第三条 兼修科修業年限ハ英語科、漢文科共各三ヶ年トス其各

課程ハ左表定ムル所ニ依ル

学年ハ毎年五月一日ニ始マリ翌年四月卅日ニ終ル

第四条 兼修科ニ入学セントスル者ハ各自志望ノ学科ヲ申出ツ

ヘシ

第五条 本院学生ハ無試験ニテ兼修科第一年級ニ入学スルコトヲ得第二年級以上ニ入学セントスル者ハ学力ノ検定ヲ受クヘシ但シ他学校ニ於テ同程度以上ノ学科ヲ修業セシ証明アル者ハ此限ニ在ラス

第六条 中途ニシテ退学セントスル者ハ教務掛ニ届出ツヘシ

第七条 学年試験ハ毎学年ノ終ニ於テ之ヲ挙行ス其成績ハ各科目百点ヲ以テ満点ト定メ平均六十点以上ヲ以テ及第トス

第八条 兼修科所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ其兼修ノ科目ニ付キ卒業証書ヲ授与ス

第九条 月謝ハ一科金式拾錢トシ二科ヲ兼スル者ハ金三拾錢トス

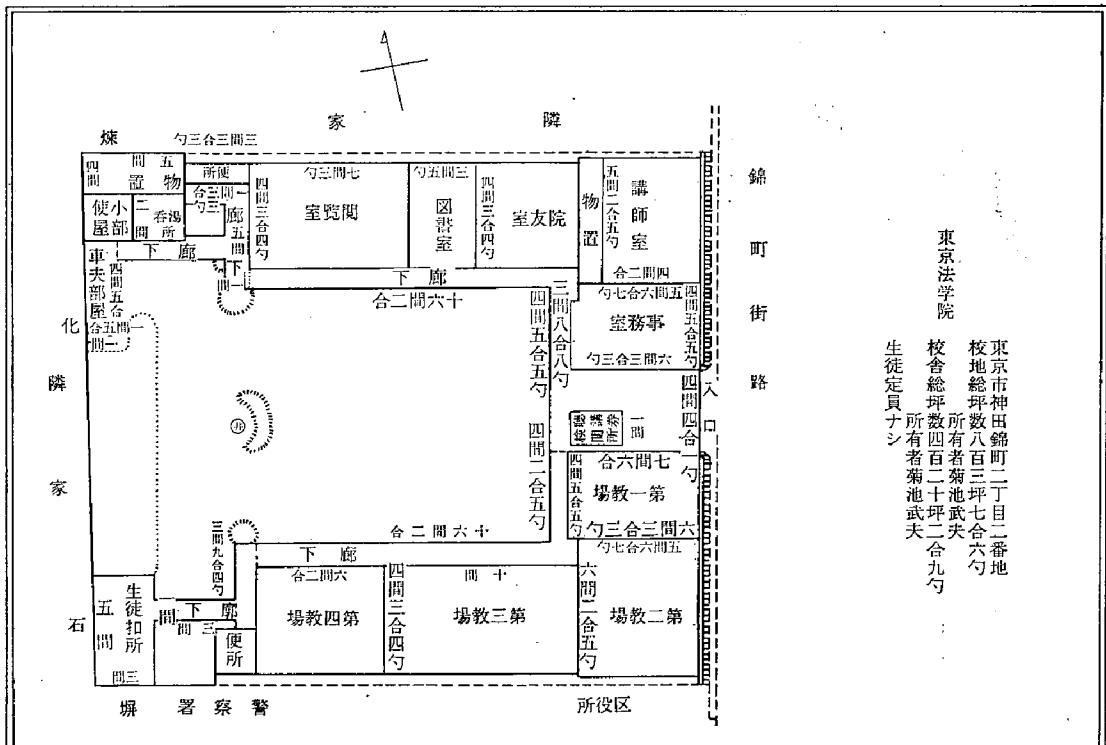
第十条 本院一般ノ規則ニシテ以上ノ規定ニ抵触セサル条項ハ総テ兼修科ニ適用ス

東京法学院兼修科課定表		
漢文学科	英語学科	
第一年級	第一年級	同
日本外史 文章軌範 唐宋八家 ナショナル 一二三四五 スキンントン万 ブグ、一ツバ ブックスケッテン	第一年級 第二年級 同	第三年級 同

備考	参考用図書之部		
	科目書名	著者	出版翻刻年月
	翻刻者	出版翻刻年月	可檢定又ハ認
	可檢定又ハ認	年月日	

科目書名	著者	出版翻刻年月	可檢定又ハ認
英語法	法律原論 テリ一氏 小柳津要人	明治廿三年八月	
証拠法	契約法 アンソニン氏 長尾景弼	廿七年四月	
沿革法理	私犯法 ポロック氏 増島六一郎	廿三年九月	
メイソン氏	ホルランド氏 龜井忠一	西暦千八百八十一年十二月	
ポートウエル氏	ホーリー・トマス氏 増島六一郎	明治廿九年五月	
同	ホーリー・トマス氏 増島六一郎	廿三年九月	
		同年十月	

日本政記 韓非子左	十八史略孟子莊子	孝子傳	小史
ラーヴィング、ブッシュ、ゼーク	バーレー万國史	アーヴィング、クランクリン	ロングマン、ブロント
マコレー、クランクリン	クアッケンボ	マイケル、スチングス	ライグ、ラッキー
自叙伝	スミス、小説	マコレー、ヘンリイ	セーラー論集
文一ダード	ユニオン	シチズン、リスキン	マコレー、ヘンリイ
文法	モーア小	モードル	スチングス
文法	文法	文法	文法



東京法学院職員調

受持学科	每週受講時間	職名	俸給	就職年月	東京法学院職員調											
					法学通論	訴訟法	論理	刑事訴訟法	債権二部論及民法	商政法原論	法行憲法及法	手形法	羅馬法	民法総論及同債	民法債権二部法	民法契約法
四	※四二二二六二二	※二三二二	※五四													
同	同同同同同同同同同同	同同同同同同同同同同	幹事	院長												
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	無
同	八同七月廿一年	七同七月廿七年	同	十同十二月廿三年	同	同年九月	三同二年	三同廿五年	同	同	同	同	明治七年七月廿一			
同	士法学	士文学	同	同	同	士法学	博士法	同	同	同	同	同	士法学	博士法	位名学校卒業	
群士族	茨城土族	東京府	群馬族	靜岡族	長野族	千葉族	石川族	東京都	山口族	石川族	福島族	新潟族	愛媛県	鳥取県	岩手県	族籍
士族	茨城族	土族	群馬族	土族	土族	平民族	土族	土族	土族	土族	平民族	土族	伊藤	奥田	菊池	
肥田	羽生	寺島	渡辺	石渡	原	平山	朝穂	植村	戸水	馬場	馬場	伊藤	藤田	義人	武夫	氏名
平次郎	頤親	直	又次郎	敏一	嘉道	銭太郎	茂鏡	八束	寛人	俊平	恩治	悌治	隆三郎	安政三年五月	九月	生年月
十一月	十四年	九月	天保八年	十一月	慶応三年	一月	元治六年	五月	文久三年	三月	文久元年	八月	万延元年	五月	万延元年	
明治四年																

刑 法 各 論	民 事 訴 訟 法	國 際 公 私 法	國 際 民 事 訴 訟 法	時 效 法	國 際 破 產 法	國 際 私 法	國 際 財 政 法	國 際 物 權 法	經 濟 學	親 族 學	國 際 公 法	國 際 私 法	國 際 民 事 訴 訟 法	國 際 公 私 法	國 際 刑 法	
二	二	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
九月廿五年同月廿二年	同	同	同	同	七月廿一年	同	同	同	同	同	同年九月	同	同年三十年五月	同	同年十二月同月同年	
士法士博法士法学士	同	同	同	士法士同	博法士学	士法士同	士法士同	博法士米	士法士同	士法士同	士法士同	士法士同	士法士同	士法士同	同	
東京府士族県高士知士族県山口士族県東京府平愛媛平平平平	山東鳥岩靜	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	日本平平平平	三重縣勝本勘三郎
岡野敬次郎士方寧衷	江木喜之助	山田隆三郎	藤田義人	奥田武夫	菊池延	金井立	加納友之介	高野岩三郎	小沢政許	入江良之	前田孝階	古賀廉造	寺尾亨	東京府平民今村信行	平民	
九月廿八年安政元年	三月安政六年	六月安政六年	同	同	二月慶應元年	三月慶應元年	三月慶應元年	三月慶應元年	九月慶應三年	十月慶應二年	十一月慶應二年	一万延元年	十二月安政五年	十二月安政五年	慶應二年	

国
際
公
法
二

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
七月廿八年同月廿八年	同	同	同	同	七月廿七年	七月廿一年	同年十月	同年九月	同年十月	同年九月	同年十月	同年九月	同年十月	同年九月	同年十月
同同同士法士スイド博士士	同	同	同	士法士同	スイド博士士	同	同	同	士法士同	博士士同	博士士同	博士士同	博士士同	博士士同	同
北海道東京府熊本県岐阜県福岡県熊本県岐阜県福岡県	岡山大坂府長野県島根県石川県東京府石川県	兵庫県大阪府土族県士族県士族県岸	長野県島根県石川県東京府石川県	長野県島根県石川県東京府石川県	和田垣謙三	中村小松謙次郎	中村斯波淳六郎	中村畠山穂積	中村畠山穂積	中村斯波淳六郎	中村斯波淳六郎	中村斯波淳六郎	中村斯波淳六郎	中村斯波淳六郎	同
中村田島岡松參太郎朝太郎義人	岡田朝太郎義人	岡田朝太郎義人	岡本芳次郎	岡本芳次郎	元嘉	元嘉	清一	清一	天保九年	天保九年	天保九年	天保九年	天保九年	天保九年	同
九月廿八年明治三年	九月慶應四年	八月慶應三年	六月明治元年	六月明治元年	七月慶應三年	七月慶應三年	七月慶應三年	七月慶應三年	七月慶應三年	七月慶應三年	七月慶應三年	七月慶應三年	七月慶應三年	七月慶應三年	文久二年

相

続

法

二

員事務												同					
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	九月	九月	同	同	同	
同	九	七	同	同	同	九月	八	同	同	同	同	九月	九月	同	同	同	
一同 月卅 年十	同年 七月	同廿九年	一月	同廿五年	同年四月	月同廿一年	四月同廿七年	同年一月	同年廿九年	十月同廿九年	同年四月	同年九月	三月同廿八年	二月同廿七年	七月同廿七年	同廿二年	同廿九年
業院法東 生卒学京																	
府北海道 池田	岩手県 及川徹太郎	東京府 吉葉	新潟県 石黒	長野県 中沢	茨城県 柏井	岐阜県 種田	岡山県 湯浅啓次郎	群馬県 高橋喜三郎	福岡県 広吉邦太郎	富山県 寺島	東京府 窪田欽太郎	岐阜県 三浦大之助	岩手県 坂本	東京府 太田	秋田県 田中	福島県 仁井田	三重県 平民政
直矢																	
二明 月 明治 五年	明治 五年	嘉永六年	十月	明治元年	一月	安政四年	年三月	天保十四	明治九年	十二月	明治五年	十一月	明治元年	十二月	明治元年	文久二年	明治元年
合計	三百卅九人																

徒生入学年学本		区分	学年	東京法学院生徒調		明治三十年十一月一日調		(備考)
前学年卒業者	在年			現級	平均年齢	在年	現級	
高等小学校卒業ノ者	二十一年二ヶ月	一、〇〇六	三十	三十	三十	三十	三十	同八円同廿九年同
同三年卒業ノ者								
同二学年卒業ノ者								
同一学年卒業ノ者								
尋常小学校卒業ノ者								
尋常中学校ヨリ転学ノ者								
其他								
尋常師範学校ヲ卒業シ又ハ検定試験ニ及 第ニテ小学校教員免許状ヲ有スルモノ								岩手県三島駒治明治三年
本院學則第八条ニ依リ甲種入学試験ヲ受 け及第ニタルモノ								
員外生トシテ入学ノ手続ヲ了シ只入学試 験ノミ猶予シテ在学セシムルモノ								
合計	三百卅九人							
三四四人	四十五人	十三人	以上ノ分届出ナキヲ以テ知 ルヲ得ス	二百四十七人				

本学年入学者	本学年級	学年	現在	区分		
					平年	均年
一四	二七	廿八年	八六	得ス	一々届出ナキヲ以テ細別ニ知ルヲ	二百廿八人
		ナシ	五年三月			
			以上修業年限以下年			

東京法学院（高等法学科）生徒調 明治三十年十月一日調

徒生卒業年限前						
徒生学退途半年前						
高等学校へ入学ノ者	私立諸学校へ入学ノ者	実業ニ就キタルモノ	除名放校シタル者	死亡シタル者	事故其他疾病ニ依リ退学ノ者	他ノ官公立学校へ入学ノ者
其他ノ官公立学校ニ入学ノ者	官府へ奉職ノ者	学校教員ト為リタルモノ	実業ニ就キタルモノ	一年志願兵ト為リタルモノ	士官候補生ト為リタルモノ	私立諸学校へ入学ノ者
一々届出ナキヲ以テ細別ニ知ルヲ	死亡ノ者	実業ニ就キタルモノ	一年志願兵ト為リタルモノ	士官候補生ト為リタルモノ	死亡ノ者	其他ノモノ

高等学校入学ノ者
他ノ官公立学校へ入学ノ者
私立諸学校へ入学ノ者
実業ニ就キタルモノ
除名放校シタル者
死亡シタル者

合計 四百四十四人

三百〇九人 三人
百〇三人 一
以上届出ナキニヨリ知ルヲ
ヲ得ス

在外人員	授業院科	科目	本年度		前年度	增減	比較	備考
			平均年	在学年				
五、三三三、〇〇〇	六、三三〇〇〇	六、三三〇〇〇	五、五三六、三〇〇	五、五三六、三〇〇	八、七七〇〇〇	八、七七〇〇〇	三四〇〇〇	
五、三三三、〇〇〇	六、三三〇〇〇	六、三三〇〇〇	五、五三六、三〇〇	五、五三六、三〇〇	八、七七〇〇〇	八、七七〇〇〇	三四〇〇〇	
六、三三〇〇〇								
九月延人三百金數四五十五拾貳零元、此拾金五人	八月延人三百金數四五十五拾貳零元、此拾金五人							

東京法学院予算調明治三十一年度
(至明治三十一年九月八月)

本学年卒業者	前学年卒業者	現年級	平均年齢	在学年	区分	科	
						平年	均年
ナシ	ナシ	ナシ	九六八	九六八	ナシ	武拾五年位	三學級

東京法学院在外員生徒調 明治三十一年十一月一日調

高等法学科ハ東京法学院卒業生及他同等指定法律学校ノ卒業生ニアラサレハ入学ヲ許可セザルニ付本科在学ノ生徒ハ即チ同上諸学校ノ卒業生ニシテ内ニハ弁護士、判檢事試験等ニ及第シ現ニ在職中ノモノモ少カラズ

前学年卒業者	一

ナシ 開設日尚浅ナシ

科 目	支 出 之 部			束 脩 計 入 雜 收 付 人 入 不 用 品 私 下 代 金 五 拾 貳 円
	本 年 度	前 年 度	增 減 比 較	
費 用 具 筆 紙 墨 文	圖書購入費	備品費	校費	俸給 院長無給 幹事無給 講師無給 雜給
六,四二 四,九一 五,一六	一,四三 二,三二 三,一〇八	五,四二 五,九〇 五,八九	一,八四 一,五九 一,七一	一,八四 一,五九 一,七一
冊肉此円美墨筆 此此金、濃五拾 金五半紙挺對 六十紙此此 一百帖金金 帳冊此式 簿、拾金円、 三朱帖廿	十種廿全部百書 錢此錢書此四籍 金金十三 五金新部六円拾 脚此金廿 十腳此金廿 脚此金廿 脚此金廿 脚此金廿	金拾円円椅 四円、腰卓七 五脚此金廿 器具拾脚此金 修脚此金廿 脚此金廿	十丁此十履七円履 八四金円五十雇拾 人八、人二九五 此十七此円人内 金四円金、此内 二円雇四同金月 二百、卷百八九使 八使人八円百九	五百七拾八人ハ一人ニ付 七百八十六人ハ付 金五拾錢、木炭 付金參拾百人、一 人付金五拾貳円

計 費 予 備 費 賞 與 費 當 繕	修 繕 費	雜 費	集 会 費	卒 業 式 費	授 業 証 書 費	税 金	火 灾 保 险	料	廣 告 料	电 灯 电 信 费	新 炭 油 及
一,六,四二 一,四三 一,一〇八	一,四三 一,二一五 一,三一	一,八四 一,五九 一,七一	一,八四 一,五九 一,七一	一,八四 一,五九 一,七一	一,八四 一,五九 一,七一	八,〇〇 八,〇〇 八,〇〇	三,八,〇〇 三,八,〇〇 三,八,〇〇	三,八,〇〇 三,八,〇〇 三,八,〇〇	三,八,〇〇 三,八,〇〇 三,八,〇〇	三,八,〇〇 三,八,〇〇 三,八,〇〇	三,八,〇〇 三,八,〇〇 三,八,〇〇
リニシモノノ度 各科予備於テ 賦流用セ額リ五	ヘ百武人 ニ武人 金六円 金八円 百人武	各所修繕 也	八一時分車六金被此九通 十円費金履千拾金十信運費 九諸金七費八九費二百圓賄費 円雜千百七十圓十印一千五百 也費六三百一十円刷人千圓賄費 金百十二三円刷人千圓賄費 二五千人費分円度百十圓度力金此	回会本院 地五百方支 百四拾集會 七部集會 二本院友金 二院友金 二院友金	九円 九円 九円 九円 九円 九円 九円 九円 九円	招待 費 金 式 生 活 生 活 生 活 生	試驗 諸費 金百四 拾生 式生 活生 活生 活生 活生 活生	家屋 二百百 拾四圓 火災保 險 保險 保險 保險 保險 保險 保險 保險 保險	市街 八拾八 地租 外八目 八目 八目 八目 八目 八目 八目 八目 八目	百新分 八拾六 回新 八回新 六回新 六回新 六回新 六回新 六回新 六回新	東京 金麥拾 五百四十 円石百 三噸 八八四 百四百 分金 回八 八回新 六回新 六回新 六回新 六回新